

(表)

第 号	
<b>札幌市散乱等防止指導員証</b>	
所 属	( 顔写真 )
氏 名	
生年月日	
上記の職員は、札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例施行規則第 6 条に規定する散乱等防止指導員であることを証明する。	
年 月 日	
札幌市長	
印	

9cm

12 cm

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例(抜粋)

(たばこの吸い殻及び空き缶等の投げ捨て禁止)

第7条 何人も、たばこの吸い殻及び空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(公共の場所における飼い犬のふんの回収)

第10条 飼い犬を連れている者は、公共の場所において、当該飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならない。

(喫煙制限区域内における喫煙の制限)

第13条 何人も、喫煙制限区域内の公共の場所において、歩行中であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしてはならない。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

(1) 重点区域内において、第7条又は第10条の規定に違反した者

(2) 第13条の規定に違反した者

第19条 第7条又は第10条の規定に違反した者(前条第1号に該当する者を除く。)は、2万円以下の過料に処する。

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例施行規則(抜粋)

(散乱等防止指導員)

第6条 たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に係る指導等に関する職務を行わせるため、環境局環境事業部に散乱等防止指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、環境局環境事業部に所属する職員のうちから、市長が任命する。

3 指導員は、第1項の職務に従事する者の証として、札幌市散乱等防止指導員証(様式1)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(過料)

第7条 市長は、条例第18条又は第19条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ告知書(様式2)により告知し、期限を定めて弁明の機会を与えるものとする。

2 前項の弁明は、その名あて人が指定期限までに弁明書(様式3)を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭その他の方法により行うことができる。

3 市長は、第1項の処分をするときは、その名あて人に過料処分決定通知書(様式4)を交付するものとする。